

小学生の音楽 1～6（平成 30～31 年度）

移行期における音楽科の指導

～音楽づくりの指導におけるポイント～

 株式会社 教育芸術社

本社	〒171-0051 東京都豊島区长崎 1-12-15	TEL : 03-3957-1175	FAX : 03-3957-1174 (代表)
中部支社	〒460-0024 名古屋市中区正木 4-8-7 れんが橋ビル 8 F	TEL : 052-678-3151	FAX : 052-678-3153
関西支社	〒540-0003 大阪市中央区森ノ宮中央 1-14-17-601	TEL : 06-6943-7245	FAX : 06-6920-2170
西部支社	〒751-0808 下関市一の宮本町 2-7-14	TEL : 083-256-4747	FAX : 083-256-1010

目次

移行期の指導に当たって	3
1 音楽科の改訂の趣旨及び要点と「音楽づくり」	4
1 音楽科の改訂の基本的な考え方と「音楽づくり」	4
2 音楽科に求められる資質・能力と「音楽づくり」	5
3 言語活動と「音楽づくり」	8
4 「我が国や郷土の音楽」と「音楽づくり」	10
2 「音楽づくり」で育成する資質・能力	11
1 「音楽づくり」における「思考力、判断力、表現力等」の資質・能力	13
2 「音楽づくり」における「知識」の資質・能力	14
3 「音楽づくり」における「技能」の資質・能力	15
〈低学年の事例〉	16
〈中学年の事例〉	18
〈高学年の事例〉	20
3 〔共通事項〕で各領域や分野との関連を図る	22
第4学年 題材6 「日本の音楽に親しもう」	
4 主体的・対話的で深い学びと「音楽づくり」	26
第6学年 題材2 「いろいろな音のひびきを味わおう」	
5 プログラミング的思考と「音楽づくり」	29
第4学年 音楽づくり教材「言葉でリズムアンサンブル」	
6 道徳との関連を図る「音楽づくり」	32

移行期の指導に当たって

平成29年3月31日に告示された新学習指導要領。平成30年2月には「小学校学習指導要領解説(音楽編)」(文部科学省／東洋館出版社 発行)も刊行され、現行から新学習指導要領への移行の準備が整った。文部科学省は、移行期である平成30・31年度の小学校音楽科の指導に当たって、

現行小学校学習指導要領 第2章 第6節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学校学習指導要領 第2章 第6節の規定によることができる。

(文部科学省告示第九十三号)

としている。

したがって、移行期1年目に当たる平成30年度は、各学校で新学習指導要領の基本方針や趣旨を踏まえて授業研究が進められる中、音楽科では、全面的に新学習指導要領によって授業内容を考えていくこともできるようになる。それは、指導する内容については現行の学習指導要領とほぼ変更がなく、学年ごとの学習すべき内容に支障を来さないため、容易に移行が可能だからである。しかし、これまでの授業をそのまま続けられよというわけではない。今を生き、これからの社会を担っていく児童の学びは今ままでよいのか、自らの授業について振り返りながら指導の改善を図る必要がある。その際、現在の教科書を使いながら、どのように扱ったらよいかを考えて、授業を進めていかねばならない。

そこで、本資料では、新しい「学習指導要領 第2章 第6節 音楽」(平成29年告示)の内容の中で、その示し方が大きく変わったと感じられる「音楽づくり」について、新学習指導要領の内容とどう関連しているのか、さらに、そのことを踏まえてどう授業を展開できるかを具体的に記していきたい。

なお、移行期における学習評価については、現行の評価規準の観点を用いることになっている。

「音楽への関心・意欲・態度」については、「**三つの柱**」として示された資質・能力のうち「**学びに向かう力、人間性等**」につながる。「音楽表現の創意工夫」は、「『いろいろな音の響きやそれらの組合せの特徴』『音やフレーズのつなげ方や重ね方の特徴』を理解し(=知識)」、その「知識」をもとに「即興的に表現しながら、音楽づくりの様々な発想を得ている」「音を音楽に構成しながら、全体のまとまりを意識した音楽を工夫し、どのような音楽をつくるかについて思いや意図をもっている」という「**思考力、判断力、表現力等**」を見取る規準になる。「表現の**技能**」では、「設定した条件に基づいて、即興的に表現している」「音楽の仕組みを用いて音楽をつくっている」ことを見取るようになる。これをもとに、それぞれの学習における評価規準を見直しておくことで、新たに示された資質・能力を見取っていく評価規準に移行することができよう。

明日の「音楽づくり」の授業が児童にとっても教師にとっても意味のある学習になり、児童が音楽に親しみ、音楽を生涯の友とし価値ある存在として生活の中に位置付けられるように、本資料を役立てていただければ幸いである。

1 音楽科の改訂の趣旨及び要点と「音楽づくり」

1 音楽科の改訂の基本的な考え方と「音楽づくり」

音楽科では、これまでの成果と課題を踏まえ、新学習指導要領の基本方針を受けて、改訂の基本的な考え方として、次の3つを挙げている。

- ・音楽に対する感性を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさなどを見いだしたりすることができるよう、内容の改善を図る。
- ・音や音楽と自分との関わりを築いていけるよう、生活や社会の中の音や音楽の働きについての意識を深める学習の充実を図る。
- ・我が国や郷土の音楽に親しみ、よさを一層味わうことができるよう、和楽器を含む我が国や郷土の音楽の学習の充実を図る。

小学校学習指導要領（平成29年告示）解説「音楽編」（以下「解説」）p.6

この3点を見るだけで、「音楽づくり」の学習が改訂の基本的な考え方に即したものであることが分かる。それぞれについて、「音楽づくり」とどのように関わっているかを見ていきたい。

音楽に対する感性を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出す音楽づくり

音楽づくりの学習は、音や音楽に対して聴覚を働かせ、美しさなどを感じ取りながら、「この音でよいのか」「どのように音楽をつくるのか」について思考を働かせなければ成立しない。その点でまさしく「**音楽に対する感性を働かせ**」る学習といえる。

また、ペアやグループなど、友達と協力し合って一つの作品をつくり上げたり、教師や友達のアドバイスによって作品のよさを高めたりすることが多い。つまり、音楽づくりの学習形態そのものが、「**他者と協働しながら音楽表現を生み出す**」活動なのである。

音や音楽と自分との関わりを築き、生活や社会の中の音や音楽の働きについて意識を深める音楽づくり

これまでの音楽の授業では、全ての学年において「音楽経験を生かして生活を明るく潤いのあるものにする態度と習慣を育てる」ことを狙ってきた。新学習指導要領でも同様であるが、そこではさらに、それらの音や音楽が自分にとってどのような意味があるのか、音楽が生活や社会の中でどのように生かされているのかといった、音や音楽の働きに気付き、音楽文化の継承、発展、創造に関わる学習が求められているのである。

音と向き合わなければ始まらない音楽づくりはその点でも、重要な学習である。その音やつくった音楽が自分にとってかけがえのないものであると実感したり、身の回りにはたくさんの音があり、その音の意味を考えたりそれを使って音楽をつくったりすることは、社会に存在する音や音楽に創造的に関わっていくことになるのである。

我が国や郷土の音楽に親しみ、よさを一層味わうことができ、和楽器等にもふれる音楽づくり

ここでも、音楽づくりは重要な学習となる。「我が国の音楽に使われている音階」を使った旋律づくりや和太鼓を使ったリズムアンサンブルづくりなどは、この考え方に沿った学習活動である。新学習指導要領では、**旋律楽器としての和楽器の扱いが中学年から示された**ことから、箏を使った伴奏づくりや簡単な旋律づくりなども想定できる。音楽づくりの学習が広がるだけでなく、和楽器に親しんだり我が国や郷土の音楽の構造的な面にもふれたりしながら、それらのよさや面白さを感じ取って創造的に表現できるような学習が展開できる。

以上のことから、今回の改訂の趣旨を踏まえた授業では、音楽づくりの学習をより一層充実していくことが望まれる。これまで以上に視野を広げ、児童が他者との協働によって、自分にとって価値のある音楽をつくり上げる活動が行えるように授業改善を図ることが大切である。

2 音楽科に求められる資質・能力と「音楽づくり」

上記の基本的な考え方にに基づき、音楽科の目標では下記のように規定し、(1)に「**知識及び技能**」の習得、(2)に「**思考力、判断力、表現力等**」の育成、(3)に「**学びに向かう力、人間性等**」の涵養を示している。

表現及び鑑賞の活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解するとともに、表したい音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。
- (2) 音楽表現を工夫することや、音楽を味わって聴くことができるようにする。
- (3) 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育むとともに、音楽に親しむ態度を養い、豊かな情操を培う。

このように音楽科に求められる資質・能力の育成に当たっては、

- ・ **表現及び鑑賞の活動を通して**
- ・ **「音楽的な見方・考え方」を働かせて**

ということが示されている。

音楽づくりにおける「**音楽的な見方・考え方**」の働き方の例

ここで、音楽づくりの活動の中で、「**音楽的な見方・考え方**」がどのように働くのかを例に示してみたい。

「音楽的な見方・考え方」について「解説」p.10では、「『音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、生活や文化などに関連付けること』であると考えられる。」と示されている。

児童が音楽を形づくっている要素を聴き取り、それらの働きが生み

出すよさや面白さ、美しさを感じ取ることを支えとして、自ら音や音楽を捉えていくとき、児童の音楽に対する感性が働く。「音楽に対する感性を働かせ」ることによって音楽づくりの学習が成立し、このような学習を積み重ねることで、感性が一層育成されていくことになる。音楽のよさや面白さ、美しさを感じ取る心の働きがなければ、音やつくる音楽と向き合うことはできないのである。

「音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え」るとは、音や音楽を捉える視点のことである。鳴り響く音や音楽は、音楽がどのように形づくられているか、また、音楽をどのように感じるかを明らかにしていく過程で捉えることができる。そのためには、音楽を形づくっている要素を聴き取ることと、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取ることの両者の関わりについて考えることが大切である。

このような視点で捉えることによって、「細かいリズムとゆったりとしたリズムを合わせたほうが、どちらもよく聞こえるね」「終わった感じを出すために、旋律の終わりの音をかえてみよう」といった思いや意図をもつことができるのである。

それらは「おー、かっこいいリズムになった!」「この旋律とあの旋律をつなげたほうが自然な感じになるよ」といった「自己のイメージや感情」と関連付けられ、「音楽的な見方・考え方」が更新されていくのである。また、「互いのリズムのよさが生きるように組み合わせ方を考えたら、聴いていても気持ちよいいリズムになりました」「上がっていく旋律と下がっていく旋律をつなげて落ち着いた旋律にしました」などと、つくる音楽に対する思いや意図をもつことにつながるのである。

さらに、「あっ!この民謡は私たちがつくった旋律の感じに似てる!」「テレビで聞いた曲のリズム伴奏もゆったりとしたリズムと細かいリズムが組み合わせさっていたよ」などと、他の学習や生活経験に結び付けて音や音楽を捉えられるように指導を工夫することが大切である。

「音楽的な見方・考え方」は、児童の音楽経験や生活の中で培われていく。教師は、これまでの児童の状況を把握し、児童自らが「音楽的な見方・考え方」を働かせることができるように、これまでの学習を思い起こさせたり例示を工夫したりしていくことが大切である。音楽づくりでは、常時活動によってつくり方を体験したり、音遊びや即興的な表現での条件設定を児童自らが考える習慣を付けたりしておくことが必要である。また、教師は音楽づくりの学習で得られた児童の成長を価値付け、その経験が児童の「音楽的な見方・考え方」を更新していくように授業の手順や題材の配列等、音楽科を総合的にマネジメントしていくことが望まれる。

「生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力」を育成する音楽づくり

新学習指導要領では、音楽科で育成する資質・能力を「生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力」と規定されていることは、すでに述べた。ここでは、それがどのように音楽づくりの中で具現化できるのかを考えてみたい。

児童の生活や社会には様々な音や音楽が存在し、人々の生活に関わっている。だからこそ、それらの音や音楽との関わりを児童自らが築き、生活を豊かにしていく資質・能力を育成することが、音楽科の重要な役割なのである。そうした身の回りの音や音楽に目を向け、その働きに気付いたり、生活や社会にある音や音楽を文化として捉え、継承し、発展、創造したりしていこうとする態度の育成こそ、音楽を教科として学ぶ意義といえよう。

1でも述べたように、音楽づくりでは、身の回りの音に気付くところから学習を始めることができる。教室の中で聞こえる音に着目することで、いろいろな音の存在に気付き、それを使って音遊びを行い、音と十分に関わる活動を通して、身の回りにはいろいろな音があって、人々を心地よくさせる音、安全を守る音など、音の意味に気付き、音環境に関心をもつ学習が展開できるのである。また、つくった音楽を思いや意図をもって表現する中で、試行錯誤しながら考えを深めて表現を高めたり、友達と交流して表現のよさなどを共有したり共感したりしたことが、「つくってよかった!」「作曲家ってやっぱりすごいな!」など、つくった作品への価値を自分のものとして捉え、音楽の創造の意味を意識することにつながるのである。



打楽器の音色を生かして組合せを考えたら、それぞれ音がよく聴こえていいな。

AさんのリズムとBさんのリズムが似ているから私のリズムを変化するようにしたら、目立つリズムになってうれしい。



さらに、「友達と協力してつくったからよい作品になった」「友達や先生のアドバイスで最後の部分がよくなった」など、協働する喜びも得ることができるのである。

ここでは、児童が思いや意図をもって音楽をつくっているのかを教師が見取り、それを引き出すように言葉掛けをしたり、なぜそうしたのかを問いかけたりしていく必要がある。また、実際の音楽作品を例示したり、作曲家の工夫を紹介したりするなど、社会にある音楽との関連を教師自らが意識することが大切である。

3 言語活動と「音楽づくり」

現行の学習指導要領でクローズアップされた言語活動であるが、新学習指導要領でも中教審答申において、「表現及び鑑賞を深めていく際に重要な活動である」とされたことを踏まえ、

- (1) 各学年の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。
- ア 音楽によって喚起されたイメージや感情、音楽表現に対する思いや意図、音楽を聴いて感じ取ったことや想像したことなどを伝え合い共感するなど、音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、音楽科の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるよう指導を工夫すること。

小学校学習指導要領（平成29年告示）第6節 音楽（以下「新要領」）より
第3 指導計画の作成と内容の取扱い 2

と記述されている。

音楽科では「音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、音楽科の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるよう」とあるように、本来、非言語コミュニケーションといわれる音楽科での音や音楽を通してのコミュニケーションが重要である。しかし、音楽表現に対する思いや意図、感じたことや想像したことなどを友達と伝え合ったり友達の意見に共感したり、そこから自分の考えを深めたりしていくには、言葉によるコミュニケーションが必要となる。ここでは、「音楽づくり」において、**言葉によるコミュニケーションを、音や音楽によるコミュニケーションの充実につなげるように**配慮する手立てを考えていきたい。

音や音楽による
コミュニケーションに
よって充実する
音楽づくり

音楽科では、音やリズム、旋律などで模倣したり会話したりする活動を行うことがある。まさしく音楽の仕組みである「呼びかけとこたえ」である。この活動がすでに「音や音楽によるコミュニケーション」といえる。音楽づくりでは、音遊びや即興的な表現活動を行うことで、それらを基盤として音を音楽に構成していく学習が無理なく展開される。つまり、音楽づくりの学習内容は「音や音楽によるコミュニケーション」をすることとつながっているのである。さらに、つくった音楽を互いに聴き合い、それによって喚起されるイメージや感情を即興的に音や音楽で表したり自分の表現を変えたりすることもある。音楽が直接的に人間の心情を揺さぶるものである所以である。

一方、音楽づくりは互いの音や音楽を聴き合わなければ成立しない学習ともいえる。したがって、そうした「**音や音楽によるコミュニケーション**」を基盤にしていくことは音楽科の本質的な学び方であり、音楽づくりにおいても音と十分に関わり、他の音をしっかりと聴くことが大切なのである。

言葉による
コミュニケーションに
よって充実する
音楽づくり

互いの音を聴きながらも、「やっぱりここはこうしたいな」というような友達との会話を行うためには、言語が必要である。「A班のここがいいな」というように、互いによさを共有し合うときにも言語が必要となる。「B班の作品は、反復の仕方がとても効果的で心地よく聴こえましたね」といった、教師による児童の作品の価値付けにも「言葉によるコミュニケーション」が重要であり、児童が作品のよさを実感できることにつながる。したがって、「言葉によるコミュニケーション」は、児童にとっても教師にとっても「音楽づくり」をより充実させるために活用していくものなのである。

「言葉によるコミュニケーション」を図る際には、〔共通事項〕の音楽を形づくっている要素及びそれらに関わる記号や用語などを手掛かりにして、児童どうし、児童と教師のコミュニケーションが行われるようにしていくことが大切である。そのことによって、「対話的な学び」を深め、児童たちの「音楽的な見方・考え方」を更新していくことができるからである。（「主体的・対話的で深い学び」について→本書p.26）

特に、教師が児童の発言から感じ方のよさを認めたり作品への価値付けの言葉を吟味して投げ掛けたりすることは、「自分も同じように思ったことは間違っていなかったんだ」「なるほど、そういう意味もあったのか！」などと児童が自ら発言への自信を強め、学びを深めていくことにつながる。

ここで重要な点は、言葉で意見交換するだけでなく、必ず音を出しながら試行錯誤したり確かめたり、再度聴き合ったりするなどして、音や音楽との関わり合いを重視することである。

また、「言葉によるコミュニケーション」に終始してしまうことのないように、言語活動と音楽活動との往還を図りながら、「音や音楽及び言葉によるコミュニケーション」が効果的に図られるよう、留意することが大切である。意見を交換したり互いのよさを認め合ったりする「言葉によるコミュニケーション」は、「音楽づくり」だけでなく他の領域分野や他の教科・領域でも培われる。学校全体で、意見交換や発言の仕方、聴き方などを示し、「言葉によるコミュニケーション」に取り組んでおくと、児童が無理なく自分の考えを述べたり友達への考えに耳を傾けたりできるようになる。

4 「我が国や郷土の音楽」と「音楽づくり」

前項「1 音楽科の改訂の基本的な考え方と『音楽づくり』」において、「我が国や郷土の音楽に親しみ、よさを一層味わうことができるよう、和楽器を含む我が国や郷土の音楽の学習の充実を図ることが「音楽づくり」とどのように関わるかについて示した。この考え方は、配慮事項として

(3) 我が国や郷土の音楽の指導に当たっては、そのよさなどを感じ取って表現したり鑑賞したりできるよう、音源や楽譜等の示し方、伴奏の仕方、曲に合った歌い方や楽器の演奏の仕方などの指導方法を工夫すること。

「新要領」第3 指導計画の作成と内容の取扱い 2

と示され、「解説」では、「音楽づくりにおけるお囃子づくり (p.129)」が例示されている。また、歌唱教材についても「それぞれの地方に伝承されているわらべうたや民謡など日本のうたを含めて取り上げるようにすること（「新要領」第3 指導計画の作成と内容の取扱い 2 (4) ア）」と記載され、器楽では、先に述べたように旋律楽器としての和楽器の活用も示唆されている。

わらべうたと 音楽づくり

〈教科書関連ページ〉
第2学年 p.53
「ばんそうあそび」

わらべうたは歌唱教材としてだけでなく、音楽づくりの素材としても活用できる。わらべうたには我が国や郷土の音楽の特徴が原初的な形で具現化されているので、その特徴を感じ取る一助となる。また、少ない音でつくられているものが多いため、その音を使って旋律をつくる際も無理なく取り組め、音遊びや即興的な表現の活動においても十分に生かすことができる。

わらべうたの音の動きは、日本人がアイデンティティとしてもっている旋律の感覚に基づいているため、無理なく旋律づくりや歌づくりを楽しむことができるのである。さらに、わらべうたは五音音階の一部分の音を使っているため、その中心になる音で伴奏をつくり、つくった旋律と重ねると、豊かな響きの中で自分たちのつくった旋律のよさを味わうこともできる。

日本の音階やリズム と音楽づくり

〈教科書関連ページ〉
第3学年 p.48
「ラドレの音でせんりつづくり」
第4学年 p.48
「ミソラドレの音でせんりつづくり」
第5学年 p.44
「音階の音で旋律づくり」

日本の音階は、楽器や音楽の種類によって、使われている音階が同じでも名称が違う場合がある。小学校段階で児童がそれらを学習する必要はないが、民謡等に使われることが多い音階や歌唱共通教材に使われている音階等をよりどころに、ハ長調やイ短調との違いを感じ取りながら日本の音階の特徴を捉えることはできる。また、締太鼓に代表される地打ちや表打ちのリズムを知り、日本の音楽の特徴を感じ取ることができる。それらを使って旋律やリズムをつくることにより、我が国や郷土の音楽の構造が分かり、その特徴や雰囲気をもっと身近なものとして意識することができるのである。

2 「音楽づくり」で育成する資質・能力

新学習指導要領（以下、「新要領」）では、「A 表現」の内容を、(1)歌唱 (2)器楽 (3)音楽づくりの各分野で、「ア 思考力、判断力、表現力等」「イ 知識」「ウ 技能」に関する資質・能力として示している。「音楽づくり」については、

音楽づくりの活動は、創造性を発揮しながら自分にとって価値のある音や音楽をつくるものである。「解説」p.23

と示し、指導すべき内容を各学年で次のように構成している。

項目	第1学年及び第2学年	第3学年及び第4学年	第5学年及び第6学年		
(3) 音楽づくりの活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	資質・能力 思考力、判断力、表現力等	ア 音楽づくりについての知識や技能を得たり生かしたりしながら、次の(ア)及び(イ)をできるようにすること。 (ア) 音遊びを通して、音楽づくりの発想を得ること。 (イ) どのように音を音楽にしていくかについて思いをもつこと。	(ア) 即興的に表現することを通して、音楽づくりの発想を得ること。 (イ) 音を音楽へと構成することを通して、どのようにまとまりを意識した音楽をつくるかについて思いや意図をもつこと。	(ア) 即興的に表現することを通して、音楽づくりの様々な発想を得ること。 (イ) 音を音楽へと構成することを通して、どのように全体のまとまりを意識した音楽をつくるかについて思いや意図をもつこと。	
	知識の資質・能力	イ 次の(ア)及び(イ)について、それらが生み出す面白さなど関わらせて気付くこと。 (ア) 声や身の回りの様々な音の特徴 (イ) 音やフレーズのつなげ方の特徴	イ 次の(ア)及び(イ)について、それらが生み出すよさや面白さなど関わらせて気付くこと。 (ア) いろいろな音の響きやそれらの組合せの特徴 (イ) 音やフレーズのつなげ方や重ね方の特徴	イ 次の(ア)及び(イ)について、それらが生み出すよさや面白さなど関わらせて理解すること。	
		技能の資質・能力	ウ 発想を生かした表現や、思いに合った表現をするために必要な次の(ア)及び(イ)の技能を身に付けること。 (ア) 設定した条件に基づいて、即興的に音を選んだりつなげたりして表現する技能 (イ) 音楽の仕組みを用いて、簡単な音楽をつくる技能	ウ 発想を生かした表現や、思いや意図に合った表現をするために必要な次の(ア)及び(イ)の技能を身に付けること。 (ア) 設定した条件に基づいて、即興的に音を選択したり組み合わせたりして表現する技能 (イ) 音楽の仕組みを用いて、音楽をつくる技能	

現行学習指導要領（以下、「現行」）では、**Aの事項**に

（第1学年及び第2学年）声や身の回りの音の面白さに気付いて音遊びをすること。

（第3学年及び第4学年）いろいろな音の響きやその組合せを楽しみ、様々な発想をもって即興的に表現すること。

（第5学年及び第6学年）いろいろな音楽表現を生かし、様々な発想をもって即興的に表現すること。

と示され、「音楽づくり」の素材となる音やその組合せ、これまでの経験を生かした音楽表現から様々な発想を得たり生み出したりしながら即興的な表現活動（低学年では音遊び）を行うことを求めている。

また、**イの事項**では、

(第1学年及び第2学年) 音を音楽にしていくことを楽しみながら、音楽の仕組みを生かし、思いをもって簡単な音楽をつくること。

(第3学年及び第4学年) 音を音楽に構成する過程を大切にしながら、音楽の仕組みを生かし、思いや意図をもって音楽をつくること。

(第5学年及び第6学年) 音を音楽に構成する過程を大切にしながら、音楽の仕組みを生かし、見通しをもって音楽をつくること。

と、音楽の仕組みを生かして思いや意図をもって音楽をつくる学習を示していた。

「現行」では、「音楽づくり」の学習を「音遊び・即興的な表現」と「音を音楽に構成すること」の2つの事項に分けてその内容を提示していたわけである。「**新要領**」では、**活動そのものは「現行」と変わっていない**。「現行」の**ア**の事項「音遊び・即興的な表現」は、「新要領」では主に各事項**ア**、**イ**、**ウ**の**(ア)**に、「現行」の**イ**の事項「音を音楽に構成すること」は、「新要領」では主に各事項**ア**、**イ**、**ウ**の**(イ)**に示し、それぞれの活動を通して育成する資質・能力を「**ア** 思考力、判断力、表現力等」「**イ** 知識」「**ウ** 技能」の3点に整理して提示したのである。

したがって、これまでの学習の進め方に変更があるわけではないが、より一層、「**音楽づくり**」の**各事項**と**〔共通事項〕**との**関わりを意識し**、行おうとしている「**音楽づくり**」に**必要な知識及び技能は何か**、**どんな発想を得て即興的な表現を行うのか**、**どんな音楽を構成していこうとしているのか**、などの見通しをもって活動していくことが大切である。

また、「新要領」の各事項**ア**、**イ**、**ウ**の**(ア)**と**(イ)**の内容のまとまりや、**(ア)**から**(イ)**へのつながりも念頭に置く必要がある。さらに、「新要領」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」2(6)には、音楽づくりに関する配慮事項が下記のように詳細に示されており、この点にも十分に配慮したい。

(6) 各学年の「**A**表現」の(3)の音楽づくりの指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。

ア 音遊びや即興的な表現では、身近なものから多様な音を探したり、リズムや旋律を模倣したりして、音楽づくりのための発想を得ることができるよう指導すること。その際、適切な条件を設定するなど、児童が無理なく音を選択したり組み合わせたりすることができるよう指導を工夫すること。

イ どのような音楽を、どのようにしてつくるかなどについて、児童の実態に応じて具体的な例を示しながら指導するなど、見通しをもって音楽づくりの活動ができるよう指導を工夫すること。

ウ つくった音楽については、指導のねらいに即し、必要に応じて作品を記録させること。作品を記録する方法については、図や絵によるもの、五線譜など柔軟に指導すること。

エ 拍のないリズム、我が国の音楽に使われている音階や調性にとらわれない音階などを児童の実態に応じて取り上げるようにすること。

1 「音楽づくり」における「思考力、判断力、表現力等」の資質・能力

「ア 音楽づくりについての知識や技能を得たり生かしたりしながら、次の(ア)及び(イ)をできるようにすること。」が「音楽づくり」における「思考力、判断力、表現力等」の資質・能力として「新要領」に示されている。「知識や技能を得たり生かしたりする」とは、「音楽づくり」の学習の過程において新たな知識や技能を得たり、これまでに習得した知識や技能を活用したりすることの両方が必要になることを示唆している。留意すべき点は、知識や技能を習得してから、発想を得たり思いや意図をもったりできるようにするといった、一方向のみの指導にならないようにすることである。

ア(ア)

音遊び・即興的に表現することを通して、音楽づくりの(様々な)発想を得ること。

「音遊び」とは、「友達と関わりながら、声や身の回りの様々な音に親しみ、その場で様々な音を選んだりつなげたりして表現する(「解説」p.44)」ことであり、その延長線上にある「即興的に表現すること」とは、「あらかじめ楽譜などに示されているとおりに表現するのではなく、友達と関わりながら、その場でいろいろな音を選択したり組み合わせたりして表現する(「解説」p.73, p.102)」ことであるとされている。「音遊び・即興的に表現すること」の活動の過程で、「こうすると面白くなるね」といった考えをもつことが「音楽づくりの発想を得る」ということになる。例えば、リズム遊びの活動で、4拍のリズムを即興的につくって呼びかけ合う活動をする際、「こんなリズムもできるよ」と様々なリズムを打ったり手拍子の音色を変えたりして実際の音で試しながら、発想を広げていくことである。

こうした活動は、「現行」のもとでも行われていたが、「新要領」では特に、自分の表現を友達に伝えたり教師が全体の場でそのよさや面白さを価値付けしたりして共有し、友達の表現を自分の表現に生かすようにするといった、「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善を図ることが必要である。

ア(イ)

どのように音を音楽にしていくかについて思いをもつこと。

音を音楽へと構成することを通して、どのように(全体の)まとまりを意識した音楽をつくるかについて思いや意図をもつこと。

「どのように音を音楽にしていくか、音を音楽へと構成していくか」とは、反復、呼びかけとこたえ、変化、音楽の縦と横との関係などの音楽の仕組みを用いて音やフレーズを関連付けながら、音楽にしていくことである。その過程で、「このような音楽にしたいから、速度をだんだんと速め、音を順に重ねていくようにしよう」などの思いや意図をもって学習を進められるようにすることが大切である。

「新要領」では、友達や教師に思いや意図を伝えたり、試行錯誤したりしながら思いや意図を膨らませること、つくった音楽を互いに聴き合いながら、それぞれの表現のよさを認め合い、思いや意図を明確にしながらかつていく経験を積み重ねることの重要性が示されている。

2 「音楽づくり」における「知識」の資質・能力

「**イ 次の(ア)及び(イ)について、それらが生み出すよさや面白さなどと関わらせて理解すること。**」が、「音楽づくり」で習得すべき「知識」として示されている。「現行」では、明確でないように感じられた部分であるが、ここで重要なのは、「**それらが生み出すよさや面白さなどと関わらせて**」という点である。「うん！このつながり方はまとまった感じがしていいね！」といった価値付けを行い、実感を伴って理解することができるように指導を工夫することが大切なのである。

イ(ア)

声や身の回りの様々な音、いろいろな音の響きやそれらの組合せの特徴

低学年では「声や身の回りの様々な音」、中・高学年では「いろいろな音の響きやそれらの組合せ」と示されている。「いろいろな音の響き」は、低学年で示された「声や身の回りの様々な音」に加えて、音の素材や楽器そのものもつ固有の音の響き、楽器等の材質がもつ音の響きなどを指す。「解説」では、音の響きには、音の高さ、長さ、音色、重なりなどの特徴があると明記され、それらのよさや面白さ、いくつかの音が組み合わされた響きの違いに気付いていくよう促すことの大切さが述べられている。ここでは、単に「音の出し方を知る」だけでなく、「**それらが生み出すよさや面白さなどと関わらせて理解することを実感を伴って習得できるようにすることが期待されている。**」



トライアングルの長い音の間に、カスタネットの短く切れる感じの音が入ると、それぞれの音がはっきり聴こえていいですね。

イ(イ)

音やフレーズのつなげ方(や重ね方)の特徴

低学年では「音やフレーズのつなげ方」、中・高学年では「音やフレーズのつなげ方や重ね方」の特徴を知識として示している。「現行」には、「音を音楽に構成していく」という文言の中に含まれていた内容である。「音やフレーズ」は、一つずつの音や音が連なったフレーズを含んでいる。また、「つなげ方」は、リズムパターンや短い旋律を反復させたり、呼びかけ合うようにしたり、変化を加えたりすることであり、「重ね方」はそれらを順に重ねたり、同時に重ねたりすることである。それらは、反復や変化などの音楽の仕組みの生かし方によって特徴がみられる。そうした特徴を音で確かめ合いながら、音楽の仕組みを活用したよさや面白さが理解できるように学習を進めることが重要である。



反復すると、そのリズムを強調している感じがしますね。

3 「音楽づくり」における「技能」の資質・能力

「ウ 発想を生かした表現や、思いや意図に合った表現をするために必要な次の(ア)及び(イ)の技能を身に付けること。」は、「現行」では最も見えにくかった内容といえる。ここでは特に、(ア)と(イ)が連動することによって、児童は「何をどのようにつくったらよいのか」という見通しをもった「音楽づくり」を進めることができる。また、(ア)の内容を常時活動として扱うことで、児童の音楽づくりの発想が広がり、(イ)の「音を音楽へと構成していく」活動も見通しをもって進められることが期待される。音楽づくりは、条件がなければ生み出されない。しかし、それに縛られて、児童の発想を広げられないのでは意味がない。重要なのは、「子どもと一緒につくっていく」ことである。音楽づくりで学ぶことを明確にしながら、アの事項と関連付けて児童とともに条件の設定を考え、よりよい作品をつくっていくという柔軟な姿勢があってこそ、児童の「音楽的な見方・考え方」を働かせていく学習として「音楽づくり」の意義があるといえよう。

ウ(ア)

設定した条件に基づいて、即興的に音を選んだり(選択したり)つなげたり(組み合わせたり)して表現する技能

「設定した条件」とは、音楽づくりを行う際の約束事である。前述したように、音楽づくりにとってこの約束事は、必要不可欠なものである。これは、「新要領」で示された特徴的な内容である。児童たちが即興的に表現するよさや面白さを感じ取れるような、分かりやすく適切な条件を示し、そこから児童たちの発想が広がり、「次は、こうしたい」といった思いや意図が生まれるようにしたい。

「即興的に音を選んだり(選択したり)つなげたり(組み合わせたり)して表現する技能」とは、あらかじめ決まったりおりに表現するのではないことは当然である。設定した条件に基づいて、その場で音を選択したり組み合わせたりして表現することであり、**設定した条件によって身に付けられる技能が異なることに留意したい。**

ここでは、条件を設定する際に、イ(ア)に示された知識を含めることによって、ア、イ及びウを関連付けた学習になる。また、即興的な活動の中で、互いの音や音楽をよく聴き合い、その特徴をつかんでいくことによって、アの事項に示された思いや意図がより明確になっていくことも忘れないようにしたい。

ウ(イ)

音楽の仕組みを用いて、音楽をつくる技能

この事項については、「現行」にも「音楽の仕組みを生かして」と示されていたので分かりやすい。**音楽の仕組みを活用できることが音楽づくりの技能であると明示したことで、「音を音楽へと構成すること」の技能が分かりやすくなったといえる。**

音楽の仕組みについては、児童の発達段階や(ア)の条件の設定などによって、教師が提示したり児童が選択したりすることがあるだろう。ここでも、イ(ア)(イ)に示された知識を含めることによって、ア、イ及びウの関連を図るように学習を展開していくが必要になる。

〈低学年の事例〉

第2学年 題材3「音の たかさの ちがいを かんじとろう」

● 「かえるの 音あそび」 p.18

本教材は、音の高さに気を付けて、声の出し方を工夫し擬声語や擬態語で音遊びをする学習である。

「新要領」で捉えると、「音楽づくり」の「音遊び」に関わる指導事項の

ア「思考力、判断力、表現力等」 (ア) 音遊びを通して、音楽づくりの発想を得る

イ「知識」 (ア) 声や身の回りの様々な音の特徴に気付く

ウ「技能」 (ア) 設定した条件に基づいて、即興的に音を選んだり
つなげたりして表現する

について学ぶ教材と位置付けられる。

※音楽づくりの指導事項一覧 → 本書 p.11

いろいろな こえて、かえるの なぎこえや ようすを あらわしましょう。

かえるの 音あそび

思(ア) → ●えの中の かえるは、どんな こえて ないたり どんな うごきを したり しているのか かんがえましょう。
●かんがえた かえるの なぎこえや ようすを、 たかい こえや ひくい こえて あらわしましょう。

技(ア) → ともだちと まなつこあそびを したり かわりばんこに いたり しても いいね。

知(ア) → なぎこえ クワッ クワッ
ケロケロ ゲコゲコ
びよん ようす びよん

思(ア)の発言例 → 小さい かえるは たかい こえて、大きい かえるは ひくい こえて あらわしました。
こえを だんだん たかくして、 かえるが かいだんを 上がっている ようすを あらわしました。

技(ア)の条件 → たかい ケロケロ
ひくい ケロケロ

思(イ) 知(イ) 技(イ)

活動 1

- 生活経験を基に、かえるの鳴き声を思い起こしたり様子を想像したりして、それを声で表現してみる。
- かえるの声や動きを想像しながら、友達と互いの表現を聴き合い、まねし合う。

Point

かえるが身近に生息している場合は、普段からどんな鳴き方をしているか注意を向けるようにする。また、セミや鳥の声など、いろいろな身近な音に注目すると、「声や身の回りの様々な音の特徴」に気付くことにつながる。 **知(ア)**

活動 2

- 挿絵のかえるがどんな声で鳴いたり、どんな動きをしているか考え、学級全体で話し合いながら、声で試す。 **思(ア)**、**知(ア)**

Point

知(ア)の例は、どのような擬声語や擬態語を使うかという、声の特徴を得るヒントである。それを活用して、高い声や低い音の出し方などを試しながら、声の高さを工夫することを**技(ア)**の条件として確認する。なお、児童の発想から、強さ、速さ、長さなども条件に加えていくと表現がより豊かになる。

大きいかえるで、大きな口を開けて歌っているようだから、強くてちょっと低めの声でゆっくりと「クワッ クワッ」と鳴くと思います。



柳に飛びつこうとしているかえるだから、「ピョーン」と長くだんだん高くなるように声を出したいな！



活動 3

- ペアになり、活動2で得た発想を生かしながら、各自が考えたかえるの鳴き声や様子を声の高さに気をつけて表現する。 **技(ア)**
〈設定する条件の例〉まねっこ、2人でつなげて会話する、2人でかわりばんこに言う
- ペアごとに発表して、クラス全体で表現を聴き合い、互いのよさや面白さを共有する。

Point

発表するときは、**思(ア)**の発言例のように、自分たちが考えたことを言葉で伝えるようにし、つくった思いを共有して、友達の表現のよさや面白さを認め合えるようにしたい。

なお、発表する際には、各自が考えた表現をクラス全体で順に行うこともできるが、**発展例**の吹き出しに示されているように、ペアでまねっこしたり、つなげて会話したりすると、各指導事項**アイウ**の**(イ)**の活動にもつながる。

対話的な学びを深める今後の発展

本教材は、活動1のポイントで紹介したように、「新要領」の考え方に即して「声や身の回りの様々な音の特徴」に気付く学習として、生活の中にある音に関心をもつ学習につなげることができる。「教室の中で聞こえる音」「校庭で聞こえる音」「台所で聞こえる音」などの環境音や、「虫の声」「鳥の鳴き声」「海の音」などの自然音に着目して、活動2、活動3のような活動を行うことが考えられる。その際は、「思考力、判断力、表現力等」の資質・能力の育成を重視し、児童たちの発想が広がることで「音楽的な見方・考え方」を働かせて、それをさらに更新できるようにしていくこと、「主体的・対話的で深い学び」が実現できるようにペア活動や教師との対話を大切に、対話の内容が〔共通事項〕を踏まえたものになるようにすることが大切になるであろう。

〈中学年の事例〉

第3学年 題材3「拍のながれによってリズムをかんじとろう」

●「手拍子でリズム」 p.26

本題材は、「拍，リズム」を核として歌唱や器楽の学習と音楽づくりの本教材とを関連付けている。本教材では、「もとのリズム」の構造を知り、「反復」「変化」を用いて、手拍子で表す音を自分なりの「まとまりのあるリズム」にしていく「音を音楽へと構成する」学習である。

「新要領」で捉えると、「音楽づくり」の「音を音楽へと構成する」に関わる指導事項の

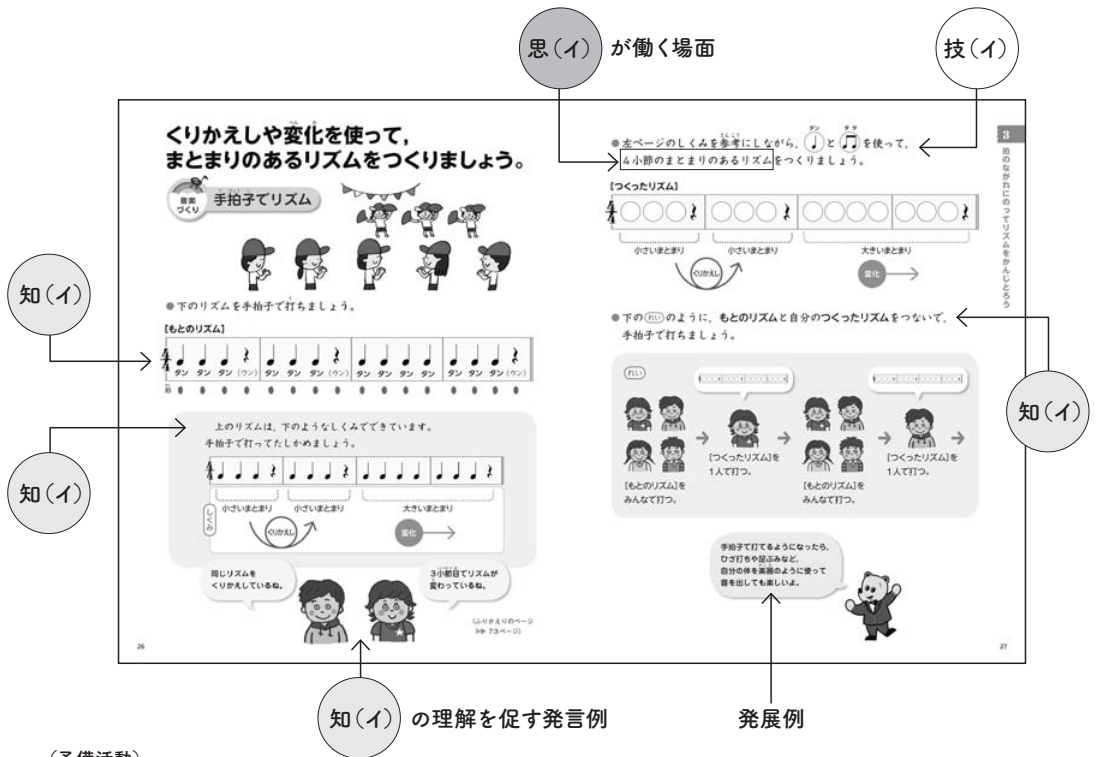
ア「思考力，判断力，表現力等」 (イ) 音を音楽へと構成することを通して、
どのようにまとまりを意識した音楽をつくるかについて思いや意図をもつ

イ「知識」 (イ) 音やフレーズのつながり方や重ね方の特徴に気付く

ウ「技能」 (イ) 音楽の仕組みを用いて、音楽をつくる

が学習の中心となる教材である。

※音楽づくりの指導事項一覧 → 本書 p.11



(予備活動)

活動 1

● タンタンタン・|| を2回反復する構造で即興的にリズムをつくったり、タンタンタンタン | タンタンタン・|| をもとに2小節(8拍)のリズムを即興的につくったりして、反復するリズムや変化するリズムの面白さなどを感じ取る。 **思(ア)**、**知(イ)**、**技(ア)**の学習と関連

Point

「もとのリズム」の構造を知る前に、即興的なリズム表現をしておくと、無理なく4小節(16拍)のリズムをつくることができる。

活動 2

- [もとのリズム] を手拍子で打って、リズム・パターンの特徴を理解する。 **知(イ)**
- **知(イ)** の発言例を生かして、4人グループで4小節のリズムをつくる。

〈例〉 タンタタタン・ | タンタタタン・ | タンタタタンタタ | タンタタタン・ ||

※つくったリズムは、リズム唱の言葉（タン、タタ）や音符で記録するとよい。

Point

手拍子で打って確かめたり、活動1の即興的な活動を思い起こしたりしながら学習を進めると、実感を伴った知識の習得となる。

活動 3

- 反復と変化を用いて4小節のまとまりのあるリズムを1人でつくる。 **技(イ), 思(イ)**

Point

1人でつくる前に、グループでつくったり学級全体でつくったりしておくと、得た知識（[もとのリズム]の構造）をどのように活用すればよいかがよく理解でき、1人でつくる際の手助けとなる。協働的な活動により学びが深まっていくのである。

活動 4

- 1人ずつつくったリズムをグループ内で発表し合い、互いのリズムのよさや面白さについて意見交換する。 **知(イ)**
- 意見交換をもとに、つくったリズムを修正し、納得のいくものにする。

Point

グループ内で聴き合う活動を取り入れると、まとまりのあるリズムがつかれない児童への手立てを講じることができる。



変化した8拍のリズムの部分では、最後の4拍がはじめのリズムと同じになっていて、すごくまとまった感じになりました。

活動 5

- グループごとに [もとのリズム] と自分たちがつくったリズムをつないで手拍子を打つ。（[もとのリズム] を、活動2のときにグループでつくったリズムにしてもよい。）

技(イ), 思(イ)

- **発展**として、手拍子の音色を変えたり、ひざ打ちや足踏みを使って表現してもよい。

Point

つなぐ順番を工夫することにより、**思(イ)**の学習が深まる。また、音色を工夫することにより、**知(ア)**の事項と関連付けることができる。



私たちは、[もとのリズム]を使います。4人とも8分音符を使ってリズムをつくっているのですが、[もとのリズム]との違いが分かりやすいからです。また、打つ場所を変えて手拍子の音色ではない音で、[自分のつくったリズム]を打つようにしました。そうすると、[自分のつくったリズム]が打ちやすいし、[もとのリズム]とは違った音になって浮き立って聴こえるからです。

今後の発展

[もとのリズム]は、いろいろな音楽の構造のもとになっているリズムである。教科書に示されていないつなげ方を選んだり重ねたりすることもできる。児童の実態に応じて楽しみたい。

第5学年 題材6「日本と世界の音楽に親しまう」

● 「音階の音で旋律づくり」 p.44

本題材は、日本の伝統的な楽器の演奏や世界の様々な民族の音楽のよさや面白さを感じ取りながら、本教材で、日本の音階の一つ「ミファラシドミ」を使って旋律をつくることにより、より日本の独特な旋律に親しむことをねらっている。

「新要領」では、「音楽づくり」の(ア)と(イ)が関わる学習である。

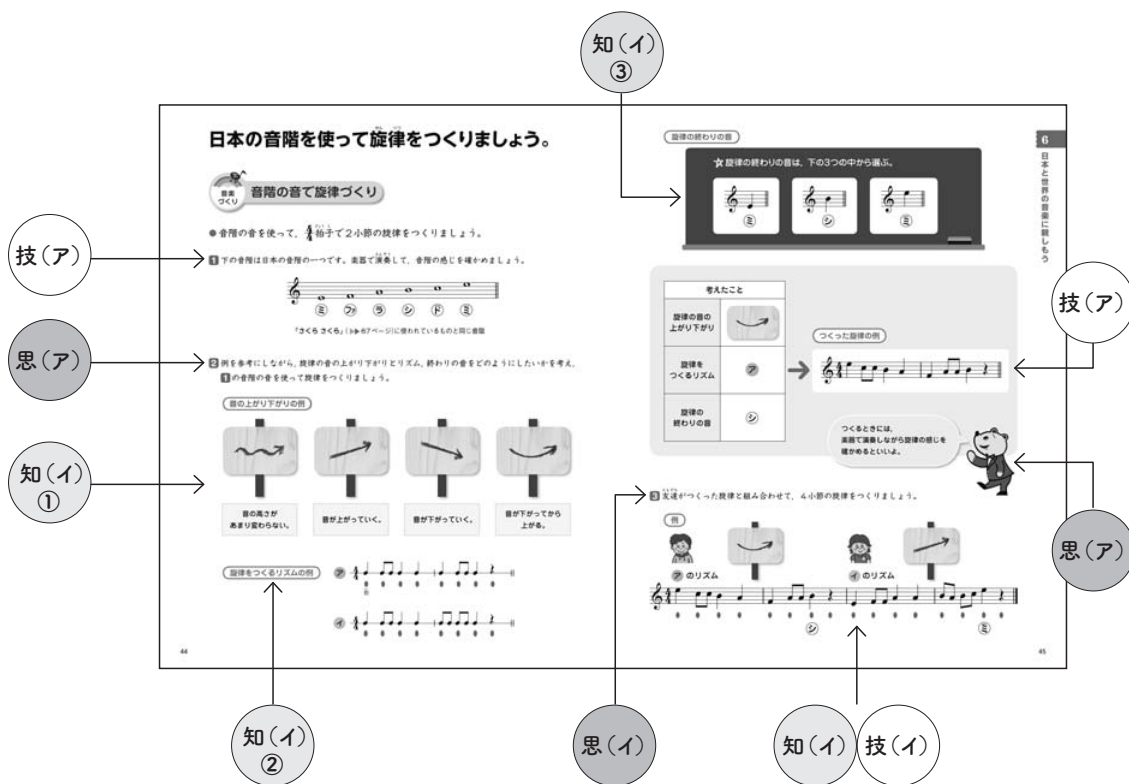
ア「思考力、判断力、表現力等」 (ア) 即興的に表現することを通して、音楽づくりの様々な発想を得る
 (イ) 音を音楽へと構成することを通して、どのように全体のまとまりを意識した音楽をつくるかについて思いや意図をもつ

イ「知識」 (イ) 音やフレーズのつなげ方や重ね方の特徴の理解

ウ「技能」 (ア) 設定した条件に基づいて、即興的に音を選択したり組み合わせたりして表現する
 (イ) 音楽の仕組みを用いて、音楽をつくる

※音楽づくりの指導事項一覧 → 本書 p.11

ここでは、「即興的な表現」と「音を音楽へと構成する」が関連して進められる。



活動 1

- 旋律づくりに使う音階の音をリコーダー等で演奏して確かめる。 **技(ア)**
- その音階の音を使って、2小節(♪♪♪♪ | ♪♪♪♪ ||)の旋律を即興的につくってリレーする。

思(ア)

Point

自分や友達の旋律を聴き合い、意見交換しながら、それぞれがつくった旋律の特徴を理解するとよい。自分たちがつくった旋律を互いに比べながら確認すると、対話的な学びによって、技能の「音階の音を使う」という条件から、「どんな旋律にしていけばよいのか」という発想が児童の中で広がっていく。

〈**知(イ)**の着眼点〉→ ①音の動き(旋律線) ②リズム ③終わりの音

活動 2

- 活動1の体験を生かして、自分の旋律をつくる。 **技(ア)**
- 互いの旋律を聴き合ったり、互いの旋律のよさや面白さについて話し合う。 **思(ア), 知(イ)**

Point

ペアで相談しながらつくと(協働)、旋律づくりが得意でない児童も負担なくつくることができる。また、得意な児童はつくり方の再確認ができ、活用できる知識の習得にもつながる。



Aさんの旋律は、だんだん音が上がっていて、リズムも8分音符が多いので、元気な感じがしました。

活動 3

- ペアでつくった旋律をつなげて、4小節の旋律をつくる。 **思(イ), 技(イ)**

Point

知(イ)①②③を手掛かりに、旋律のつなげ方を確かめて修正するとよい。また、つくっていく中で、「1小節目と3小節目を同じ形にしよう」(反復)など、[共通事項]を意識しながら修正すると、まとまりのある旋律ができ、必要となる技能として働く。



Bさんの旋律は下がって上がる感じ、私の旋律は上がっていく感じなので、Bさん→私の順にして、終わった感じを出しました。

活動 4

- できた旋律をグループどうしで聴き合い、互いの旋律のよさや面白さについて意見交換する。

Point

「特にいいな」と思ったグループを紹介して、クラス全体で聴き合うなど、高学年ならではのアクティブに聴き合う活動(協働的な学習)を展開し、学びを深めたい。

今後の展開

学習のねらいに、**知(イ)**の「フレーズの重ね方の特徴」を理解する観点を加えたいときには、例えば、同じ音階の音を使って短い旋律をつくり、それを繰り返して伴奏とし、つくった旋律をその伴奏に重ねる活動を加えることが考えられる。その場合、箏で伴奏するときには、「ラファミ・」の旋律にすると、演奏もしやすくなる。

3 [共通事項]で各領域や分野との関連を図る

「現行」でも、[共通事項]を要として、「A表現」の分野(1)歌唱(2)器楽(3)音楽づくり間の相互関連や、「B鑑賞」との関連を図ることは、すでに実施されてきている。「新要領」では、それをさらに推進し、題材間の関連や学年間の系統性もより重視されている。特に、[共通事項]を要として領域分野を関連付けて指導することは、「音楽的な見方・考え方」を働かせて音楽を捉えるという、音楽科の特質に応じた学びを支え、高め、深めることにつながるとして、今後ますます重要になってくる。「新要領」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い 1」では、

- (3) 第2の各学年の内容の[共通事項]は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて、十分な指導が行われるよう工夫すること。
- (4) 第2の各学年の内容の「A表現」の(1)、(2)及び(3)並びに「B鑑賞」の(1)の指導については、適宜、[共通事項]を要として各領域や分野の関連を図るようにすること。

と示されている。

ここでは、第4学年の題材「日本の音楽に親しもう」を例に、[共通事項]を要として各領域や分野をより関連付ける展開を考えたい。

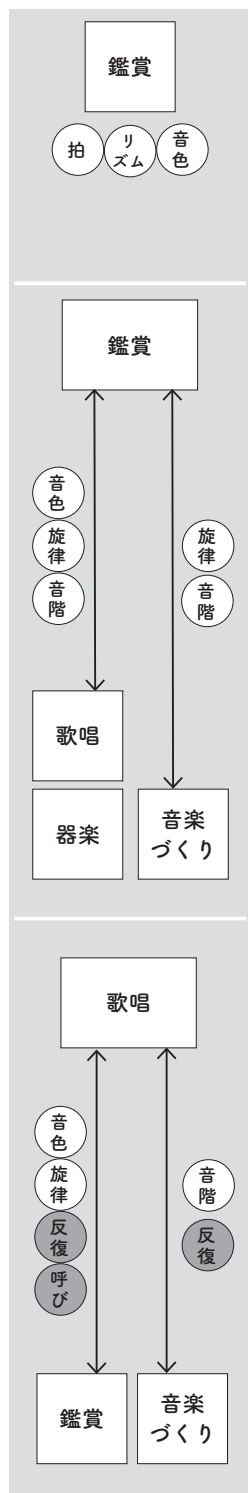
第4学年 題材6「日本の音楽に親しもう」 p.44~49

- 〈教材〉 鑑賞 「ソーラン節」北海道民謡 「南部牛追い歌」岩手県民謡
 (鑑賞参考曲「トラジ打令」朝鮮半島民謡 「小さな淡黄色の馬」モンゴル民謡)
 歌唱・器楽「こきりこ」富山県民謡／市川都志春 編曲
 音楽づくり「ミソラドレの音でせんりつづくり」

The image shows a page from a music textbook with the following content:

- 日本の民謡には、箱にのったリズムで歌われる曲と拍のない自由なリズムで歌われる曲の2種類があります。** (There are two types of Japanese folk songs: those with a boxed rhythm and those with a free, unboxed rhythm.)
- 日本のせんりつつよきを感じながら、日本の民謡をききましょう。** (While feeling the strength of Japanese folk songs, let's listen to them.)
- リズムや声の感じに気をつけながら、2つの民謡をききくらべましょう。** (While paying attention to the rhythm and sound, let's compare two folk songs.)
- ソーラン節** (Souran-bon) and **南部牛追い歌** (Nambu Ushi-Oi Uta) are mentioned as examples.
- 日本の音楽のふんいきを感じ取って えんぞうしましょう。** (Feel the atmosphere of Japanese music and enjoy it.)
- こきりこ** (Kokiriko) is featured with musical notation and a photo of a performer.
- There are diagrams showing drumming patterns and a photo of a person playing a drum.

〔共通事項〕を要に関連付ける



活動 1 まず鑑賞で、日本全国に広がって歌い踊られている「ソーラン節」と岩手県の味わい深い「南部牛追い歌」を聴き比べ、それぞれのよさや面白さを感じ取りながら、日本に古くから伝わっている民謡に親しむ。

ここでは、〔共通事項〕に示された音楽を特徴付けている要素、**拍とリズム**を要に、**拍にのったリズムと拍のない自由なリズム**に焦点を当て、その違いが生まれてくる背景を考えながら聴き比べる。また、声の出し方（**音色**）を工夫しながら実際に歌ってみて実感をもち、それぞれの民謡の特徴を感じ取っていく。

活動 2 実際に歌ってみるときの、旋律のもっている雰囲気の違いや声の出し方の共通性にも気付くようにし、「ソーラン節」の**音階**（ミソラドレ）にふれておくと、あとの「音楽づくり」の学習で使う〔共通事項〕に示された**旋律、音階**を要に関連付けることができる。

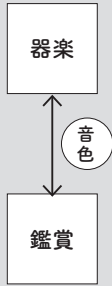
また、歌唱・器楽で扱う「こきりこ」の歌い方にも関連付けられる。活動2で要となるのは、**音色、旋律、音階**である。

発展 1 参考曲として、同じアジアの民謡と聴き比べ、**拍にのったリズムと拍のない自由なリズム**をもつ民謡があること、声の出し方や節回しが民族によって似ていたり異なっていたりすることなどに気付くようにする。

そして、それらが生活や文化と関わり合って歌い継がれていることを理解したい。

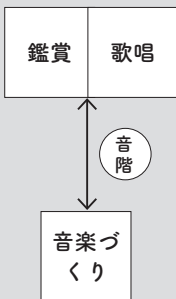
活動 3 鑑賞用CDの「こきりこ」の演奏を聴き、声の出し方に気を付けて、節回しを模倣しながら歌ってみる。このとき、ふだん合唱する際の声の出し方や「ソーラン節」等の歌い方と比較しながら、歌い方の違いに気付くようにする。また、「ソーラン節」や「南部牛追い歌」を聴き、「はやし言葉、合いの手」などにも気付いておくようにすると、「マドのサンサもデレレコデン～」とつなげやすい。

要となっているのは、**音色、旋律**であり、**反復、呼びかけ**とこたえにも関わってくる。歌う際に、**旋律**に使われている音を確認し、「ソーラン節」と同じ**音階**が使われていること（レファソシド → ミソラドレ 全音一つ分移調した場合）や似たようなリズムの**反復**に気付くようにしておくと、「音楽づくり」にも関連付けることができる。



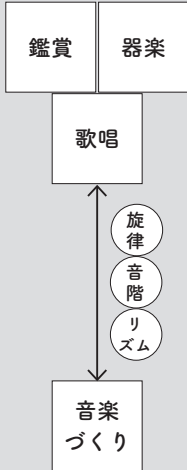
活動 4 次に、「ソーラン節」や「南部牛追い歌」の鑑賞を振り返り、伴奏として使われていた楽器を再度聴きながら思い起こし、「こきりこ」と聴き比べる。ここでは、楽器の**音色**が要となり、その組合せによる響きの違いを感じ取る。「こきりこ」に使われる特徴的な楽器（こきりこ、びんざさら、くわがねなど）を知り、学校にある楽器の中で音が似ているものを探し、〈例 **アイウ**〉のリズム伴奏を試す。

活動 5 〈例〉からリズムを選び、選んだ楽器で歌に合わせてリズム伴奏をする。節回しを生かして歌うグループと声の伴奏「デレレコデン」のグループ、リズム伴奏のグループは、交代で行うようにする。ここでは、声や楽器の**音色**、**リズム**、**旋律**、**反復**、**音楽の縦と横との関係**が要となる。



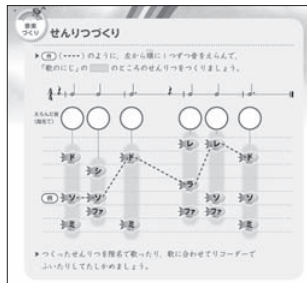
活動 6 「ソーラン節」「こきりこ」で使われていた**音階**を思い起こし、リコーダーで吹いて確かめる。

本題材における「音楽づくり」は、日本の**音階**の一つである「ミソラドレ」を使うわけだが、それが実際の民謡にも使われ親しまれている**音階**であること知っておくことが大切である。このとき、ハ長調の**音階**との違いを吹き比べるなどして確認しておくといよい。

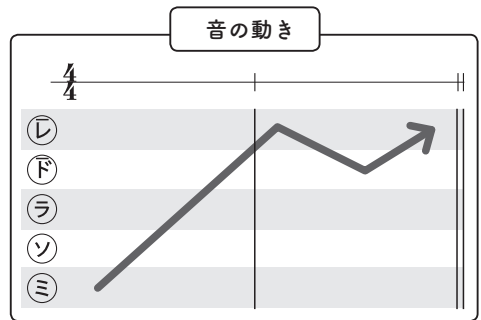


活動 7 「ソーラン節」や「こきりこ」の**旋律**を思い起こし、即興的に ミソラ^{ドレ}の音を使って、4分の4拍子、2小節（8拍分）の**旋律**をつくる。〈音符カードの組み合わせの例〉のリズムを使って表現してもよい。

p.13「せんりつづくり」（下図左）の学習経験を生かし、下図右のようなワークシートを用いて、旋律の音の動きを視覚的に確認できるようにし、「新要領」のイ（イ）に示された「**音やフレーズのつなげ方の特徴**」のよさや面白さに気付くことができるように工夫したい。また、終止音を㊦か㊧とすると、日本の旋律の雰囲気を出すことができるため、つくる際の約束事として、条件を設定しておくようにしたい。



第4学年 p.13「せんりつづくり」



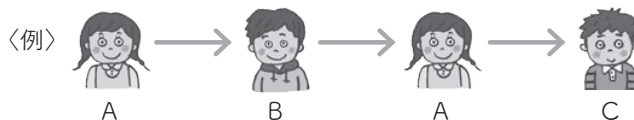
リズムは、音符カードから選んだり、「ソーラン節」や「こきりこ」のリズムを活用したりする。即興につくった旋律の中から気に入った旋律をワークシートに記入しておく、完成したら五線譜に書いておくと記録になる。

「音楽づくり」では、「鑑賞」や「器楽」「歌唱」の学習と、**旋律、音階、リズム**を要に関連付けられている。

活動 8 教師の打つ拍に合わせて、各自の旋律をリレーして学習のまとめとする。

今後の展開

イ（イ）の「フレーズのつなげ方の特徴」を工夫する視点で学習を展開する場合は、**反復**や**変化**を用いて、A→B→A→CやA→B→C→C、A→B→C→Bといったつなげ方を例示し、つくった旋律のつなげ方を工夫していくとよい。



4 主体的・対話的で深い学びと「音楽づくり」

「主体的・対話的で深い学び」については、音楽科の学習ではこれまでも十分に行われていることであり、本資料でも本項に至るまでに、「主体的・対話的で深い学び」を実現できるような学習の在り方や事例についてふれてきた。「新要領」では、「児童や学校の実態、指導の内容に応じ、『主体的な学び』『対話的な学び』『深い学び』の視点から授業改善を図る」ことの重要性が示され、「主体的・対話的で深い学び」が、1単位時間または題材などの内容や時間のまとまりの中で実現できる場面をどう設定するかという視点での授業改善を求められている。

「深い学び」の視点に関しては、以前に述べた「音楽的な見方・考え方」を「習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い深い学びにつなげることが重要である（「解説」p.116）」と記されている。

「主体的・対話的で深い学び」についての詳細は、文部科学省HPにある、「小・中学校新学習指導要領 Q&A（8.音楽に関すること問5）」に譲るとして、本項では、「音楽づくり」の授業において、「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」がどのような場面で展開するかを考えていきたい。

第6学年 題材2「いろいろな音のひびきを味わおう」p.14~17,20・21

本題材では、音色を中心的な要として学習を進める。

The image shows a page from a music textbook. The main title is 'いろいろな音のひびきを味わおう' (Let's enjoy various sounds of instruments). The page is divided into several sections. At the top left, there's a section titled 'パートの役割や楽器の特徴を生かして合奏しましょう。' (Let's play together, taking advantage of the roles of parts and the characteristics of instruments). Below this is a musical score for 'ラバース コンチェルト' (Rabbits Concerto). To the right, there's a section titled 'パートの役割を考えよう' (Let's think about the roles of parts), with a small diagram and text. Below the score, there's a large photograph of an orchestra performing. To the right of the photo, there's a section titled 'オーケストラのひびきを味わいながらききましょう。' (Let's listen while enjoying the sound of the orchestra). At the bottom, there are several small boxes with musical notation and text, including a cartoon character. The page number '14' is visible in the bottom right corner.

器楽合奏教材の「ラバース コンチェルト」は、パートの役割つまり各パートの旋律のもつ意味を考えながら、それに合う音色の楽器を自ら選ぶ**主体的な学び**、一緒に合わせながらそれぞれのパートが生きるように演奏の仕方を友達と工夫する**対話的な学び**を通して、音色とリズム、旋律との関わりについての**学びを深めていく**。

次に、「木星」を聴き、オーケストラの楽器の音色と響きを味わう。

「鑑賞」においても、第一印象をメモし、互いの気付いたことや感じたことを柱にして意見交流をしたり、使われている楽器やその響きを中心に、**7**と**1**を比較しながら聴いたり、**1**のあとは、どのような音楽が続くかを想像しながら聴き、音楽を締めくくる部分がどのようにになっているかに着目したりして、**主体的・対話的な学び**を深め、「木星」が人々に愛され、多様な形で演奏されていることを実感する**深い学び**を実現できる。

●文部科学省 HP 「小・中学校新学習指導要領 Q&A（8.音楽に関すること問5）」
トップ > 教育 > 小学校、中学校、高等学校 > 学習指導要領「生きる力」> Q&A
URL http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/qa/1401386.htm



「音楽づくり」では、打楽器の音色に注目して、「リズムアンサンブル」をつくる。合奏やオーケストラ鑑賞で学んだ反復と変化、呼びかけとこたえ、音楽の縦と横との関係などの音楽の仕組みを生かしてアンサンブルをつくっていく。以下、紙面を見ながら「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」がどのような場面に表れているかを確認していきたい。



対話的な学びの
場面1

①の楽器を選択する活動では、3人で組み合わせるとよい響きになる楽器の組合せを考えることになり、3人が協働しなくてはよい響きの組合せを得られない。また、楽器の音色について、これまでの経験を生かし、「この楽器とこの楽器は長く響く音と短い響きの音だから、組み合わせると音色やリズムがそれぞれ生かされるのでは？」というように、つくるための見通しをもちながら「音楽的な見方・考え方」を働かせられるようにするため、事前に、楽器にふれたり即興的にリズムをつくったりする活動を行い、それぞれの楽器の特質や音の感じを児童がつかめるようにしておきたい。

主体的な学びの
場面1
+
対話的な学びの
場面2

②は一人一人が自分の楽器に合ったリズムをつくる活動である。5年時の学習を振り返りながら、音色を生かしたリズムをつくれるようにしたい。また、一人でリズムをつくるのが難しい児童がいるときには、〈つくったリズムの例〉を参考にさせたり、同じグループの友達に楽器に合うリズムを即興的に演奏して例示したりして、協力し合っ

て学習が進んでいくようにするとよい。
友達と関わり合うことにより、自らリズムを生み出す面白さを感じ取るだけでなく、より明確な意図をもってリズムをつくることができる。

主体的・対話的な
学びと
深い学びの場面

③の活動では、音色が生きる音の重ね方、反復や呼びかけとこたえ、変化の仕方、音楽の縦と横との関係を試しながら、リズムアンサンブルをつくっていく。ここでは、〈アンサンブルの例〉をグループごとに演奏してみるなど、児童がどのようにすればよいのか見通しをもてるようにすることによって**主体的な学び**が実現できる。

また、友達と自分の考えを交流することで（**対話的な学び**）、「3人でこんな音楽にしたい」という思いや意図が明確になり、「なぜ、そのようにしたいのか」を3人で話し合いながら振り返ると、「このように重ねてだんだん抜けていって弱くなっていくようにすると、静かに終わった感じになるね。落ち着いた感じがいいね!」といった**深い学び**の実現が図られる。

さらに、互いの演奏を聴き合い、意見交流して自分たちのつくった作品と友達の作品を比較することで、互いの作品のよさや面白さが実感できたり、「いろいろな打楽器の組合せで感じの違うリズムアンサンブルになった!」など、打楽器の音色やその組合せについても「音楽的な見方・考え方」が広がったりして（**対話的な学び**）、その結果、**深い学び**が得られるようになるのである。

本題材では、どの教材を扱っても「主体的・対話的で深い学び」を実現することができる。6年間で培われた「音楽的な見方・考え方」が十分に働き、音色を要とした学習の展開としても、まとめとなる。一方、パートの役割に焦点を当てて、リズムアンサンブルでも自分の楽器やリズムがどんなパートの役割になるのか考えながらアンサンブルづくりに取り組んだり、オーケストラの低音の響きや主旋律の楽器等に注目してその役割を理解したりするなど、一つの旋律やリズムのもつ音楽全体の中での役割を意識することで、音楽の構造への**深い学び**が得られると考えられる。

Point

「主体的・対話的で深い学び」の実現において、**グループ活動を行えば対話的な学びが得られるというわけではない**。対話的な学びは、個々がしっかりと音楽に向かい合う主体的な学びによって支えられており、深い学びを得られてこそ価値あるものである。しかし、児童一人では、考えを広めたり深めたりするのが難しいことが多い。集団で学ぶ意義はそこにある。**集団思考と自力思考とが相まって、「主体的・対話的で深い学び」の実現が得られる**のである。音楽科は以前よりその実現を果たしてきた。今後は、深い学びがさらに次の主体的な学びを生み出すように、より題材構成を工夫して、題材間の関連を図ることや、何を学び、学んだことがどう活用されているかを明確にしていくことが大切になる。

5 プログラミング的思考と「音楽づくり」

2030年を生きる児童たち。彼らが大人として生きていくその2030年代は、人間の営んできた様々な仕事のほとんどをロボットが行うそうである。そんな時代に、人間が人間として尊厳をもって生き抜くために必要な資質・能力を育成するのが改訂された学習指導要領の目指すところである。その中で、「情報活用能力」の育成を図るために注目されているのが「プログラミング学習」である。

「新要領」の「第1章 総則 第3 教育課程の実施と学習評価 1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」の(3)には、次のように示されている。

(3) 第2の2の(1)に示す情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育器機の教材・教具の適切な活用を図ること。

あわせて、各教科等の特質に応じて、次の学習活動を計画的に実施すること。

ア 児童がコンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動

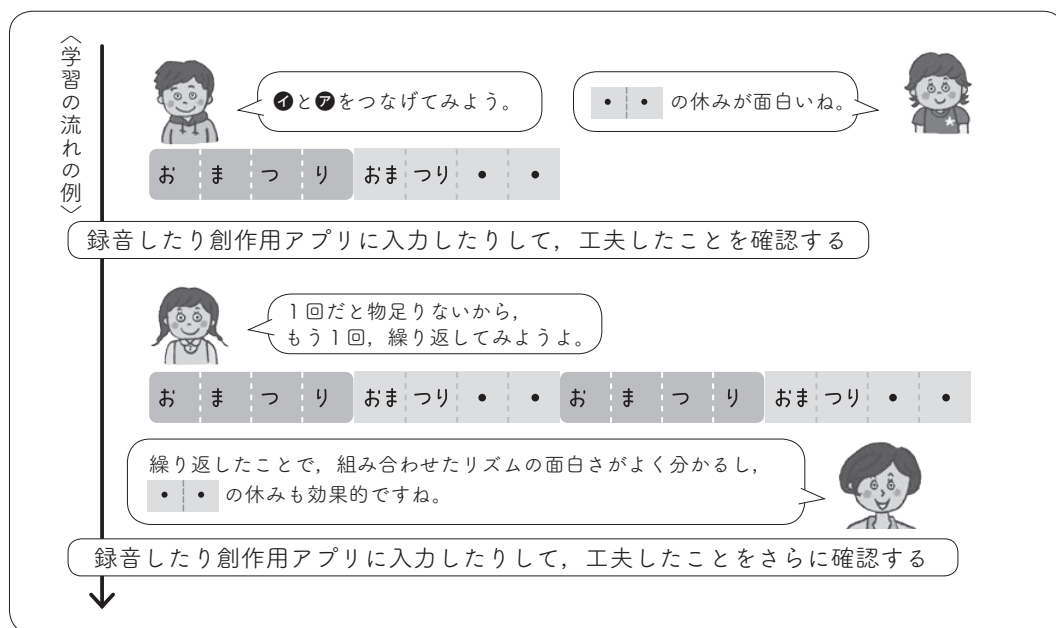
イ 児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動

「プログラミング的思考」とは、「論理的思考力」を指し、音楽科ではこの思考力を「児童が様々な感覚を働かせて音楽への理解を深め」ることと捉え、さらに、コンピュータ等の活用は、「主体的に学習に取り組む」手立てとして位置付けている。したがって、音楽科の授業においては、上記の総則の(3)アに求められる学習活動だけに偏ることなく、イの活動が十分に行われるようにしていく必要がある。

なお、音楽科の「解説 (p.125~126)」では、コンピュータだけでなく様々な教育機器の活用事例も示されている。児童の「思考力、判断力、表現力等」の育成の一助とする観点からICT機器などを活用することで、主体的な学びへつなげていくことを求めている。

そこで、具体的な事例を挙げて、「プログラミング的思考」と「音楽づくり」との関わりやICT機器の活用について考えていきたい。

クシートに記入したりする。また、次の時間のために保存したり、教師のコンピュータへ転送したりしておく。



Point

「こうしたら、どうなるだろう」「こうするには、どうしたらよいか」など、自分の思いや意図に合った音楽へと近づけていけるように試行錯誤を重ねて改善していく学習の流れの中で、音楽科における「論理的思考力」が育まれていく。

コンピュータ、
プロジェクター、
電子黒板の活用

各グループのコンピュータからスクリーンや電子黒板へつくったリズムを映し出し、発表する。スクリーン等に投影することによって、聴いている人にもリズムが分かり、共有しやすい。なぜそのように組み合わせたのか、組み合わせたらどのような言葉のアンサンブルになったのか、自分たちの思いや意図を述べ、実際の声で表現し合い、互いの作品のよさや面白さについて交流するようにする。

つくった作品を記録する方法としては、試しながらつくった後にワークシートに記入するほか、コンピュータで楽譜化して印刷することも可能である。実際の表現に当たっては、堂々と表現できるようにし、つくりっぱなしではなく、振り返りを行うことが大切である。最後に、演奏を録画し、それを見ながら振り返りを行うと効果的である。

コンピュータは個々のタブレットになっていることもあり、どのアプリを使うかという点も大きな課題である。それぞれの学校の状況に配慮しながら、ICTの活用を進めていくようにしたい。また、ICTの課題は、音楽科だけのものではない。学校全体や地域の学校行政にも関わる課題である。地域の実情を踏まえ、できることから始めていくのが妥当だろう。

6 道徳との関連を図る「音楽づくり」

「道徳」が「特別の教科」として位置付けられ、本年度より完全実施されているのは周知のとおりである。音楽科でも、「新要領」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」において、

(8) 第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、音楽科の特質に応じて適切な指導をすること。

と示され、道徳科との関連が重視されている。

「新要領」の「第1章 総則 第1 小学校教育の基本と教育課程の役割」の2(2)には、「道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること」と書かれ、道徳教育の目標については、次のように示されている。

教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うこと

音楽科は、上記に示された「豊かな心や創造性の涵養」に直接寄与するものであり、それが「多様な表現や鑑賞の活動等を通して」行われることから、そこで求められている教育の充実は、音楽科なしでは考えられない。音楽科と道徳科との関連を図る際は、そのことを念頭に置いて指導を工夫したい。

道徳では、内容が主として4つに分類されている。

A 自分自身：

善悪の判断、自律、自由と責任／正直、誠実／節度、節制／個性の伸長／
希望と勇気、努力と強い意志／真理の探究

B 人との関わり：

親切、思いやり／感謝／礼儀／友情、信頼／相互理解、寛容

C 集団や社会との関わり：

規則の尊重／公正、公平、社会正義／勤労、公共の精神／家族愛、家庭生活の充実／
よりよい学校生活、集団生活の充実／伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度／
国際理解、国際親善

D 生命や自然、崇高なものとの関わり：

生命の尊さ／自然愛護／感動、畏敬の念／よりよく生きる喜び

これらは、音楽科における様々な題材や教材、日々の授業と関連付けられている内容である。特に「音楽づくり」は、Aに関しては、**自律、自由と責任、個性の伸長**に関わり、創造性を育む。また、グループで活動することが多いため、Bに関しては、**友情、信頼、相互理解、寛容**が養われる。さらにCに関しては、条件設定が大切であることと関連して**規則の尊重**に関わり、また、日本の音階を活用したり様々な音楽様式を使ったりして音楽をつくる活動は、**伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度、国際理解、国際親善**にも関連付けられる。